

令和 3 年度第 8 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 7 月 2 0 日

担当部・課：生活環境部市民課〔内線 2 3 2 4〕

① 件 名	マイナンバーカードの再交付手数料について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）」の公布、及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）」の一部改正により、これまで市町村が条例の規定により申請者から徴収していた「マイナンバーカードの再交付手数料」については「地方公共団体情報システム機構」が徴収することになった。</p> <p>【目的】</p> <p>法律の公布等により、石巻市手数料条例中「マイナンバーカードの再交付手数料」の規定が不要となることから、規定の整理を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号） 石巻市手数料条例（平成 1 7 年条例第 6 5 号）</p> <p>【〔個別計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 3 年 5 月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）公布 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）」の一部改正（令和 3 年 9 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容	<p>石巻市手数料条例別表（第 2 条関係）におけるマイナンバーカードの再交付手数料 8 0 0 円の規定を削除する。</p> <p>今後、再交付手数料 8 0 0 円については、地方公共団体情報システム機構からの受託により本市が徴収し、同機構に納入する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】</p> <p>地方公共団体情報システム機構が、マイナンバーカードを発行する主体として明確に位置付けられる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>特になし</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>全国の自治体において、同様の改正を行う。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>令和 3 年 9 月 石巻市手数料条例の一部改正の専決処分について、市議会第 3 回定例会に報告し、その承認を求める。</p>
⑨ その他	